

源泉所得税の徴収漏れに係る対応状況等について

1. 経緯・内容

- ・昨年 10 月 25 日大津税務署長から本県の所得税源泉徴収事務について、適正に行われているかを確認するよう指示があり、全庁的に自己点検を実施
- ・琵琶湖環境部においては、測量士および建築士への業務委託料の支払手続きで、源泉所得税の徴収漏れが判明

2. 対応等の状況

(1) 源泉所得税徴収不足等の状況

(単位:円)

| | 所得税 (徴収不足額) | 延滞税 | 不納付 加算税 | 納付額計 |
|-------------------------|----------------|-----------|------------|------------|
| 下水道事務所 (6 事業主 7 件) | 1,654,487 | 63,539 | 82,724 | 1,800,750 |
| 森林整備事務所 (9 事業主 11 件) | 1,233,700 | 53,108 | 61,685 | 1,348,493 |
| 当部計 (14 事業主 18 件) | 2,888,187 | 116,647 | 144,409 | 3,149,243 |
| 総計 (50 事業主 218 件) | 42,171,030 | 1,795,398 | 2,104,986 | 46,071,414 |

(2) 税務署および事業主への対応

- ・大津税務署に対し、源泉所得税不足額を納付 (H25.12.24) するとともに、該当する事業主に対し、謝罪および県へ所得税相当額の納付依頼ならびに事業主として税務署に対して行う税務手続きについて説明 (H25.12.10~27)

(3) 事業主からの収納状況および今後の見通し

① 収納状況 (平成 26 年 1 月末現在)

- ・ 2 事業主 3 件 479,900 円

② 今後の見通し

- ・ その他 12 事業主にあつては、税務署へ修正申告を行い、源泉所得税相当額還付後、県へ納付する旨確認・了承済

3. 再発防止の徹底

- ・平成 25 年 12 月 12 日付け会計管理局会計課長通知「所得税の源泉徴収事務の徹底について」に基づき、職員に周知徹底を図るとともに、当部所管の外郭団体についても点検を行い不適当事例がないことを確認した。
- ・なお、入札に参加する測量士等個人事業主への周知にあたっては、本年 2 月 1 日より各部局が委託業務を発注する際、入札説明書に所得税の源泉徴収の取扱いについて記載するよう改正された (平成 26 年 1 月 29 日付け土木交通部監理課長通知)。